

随 意 契 約 ガ イ ド ラ イ ン

岸和田市総務部契約検査課

随意契約ガイドライン

【策定の趣旨】

地方自治体の契約は競争入札が原則であるが、地方自治法では、地方公共団体が行う売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売の4つの方法により締結するものとされている。

随意契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）で定める場合とされており、あくまで例外とされている。

本ガイドラインは例外事項である自治令第167条の2第1項の随意契約を行う場合について、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し、市民に対する説明責任を果たす必要があるため安易な随意契約を行うことのないよう、自治令に適応する指針とするため作成したものである。

なお、本ガイドラインは、自治令第167条の2第1項の対象となる可能性のある主な工事や委託等の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事や委託等は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

〔対象〕

本ガイドラインの対象は、次のとおりとする。

- （１） 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- （２） 測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。）
- （３） 物品・業務委託（物品の購入契約、車両等の修理契約、請負契約（前各号を除く）及び賃貸借契約をいう。）

I. 随意契約ガイドライン

1. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による場合（少額随意契約）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができるとされている。この場合における金額については岸和田市財務規則（以下「財務規則」という。）第 117 条に、次のとおりの定めがある。

契約の種類	予定価格 (1 件税込)	主な内容
工事又は製造の請負	2 0 0 万円を超えないもの	建設工事のほか、建築物等の修繕を含む。
財産の買入れ	1 5 0 万円を超えないもの	動産、不動産の購入
物件の借入れ	8 0 万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具などの借入れ
財産の売払い	5 0 万円を超えないもの	動産、不動産の売払い
物件の貸付け	3 0 万円を超えないもの	動産、不動産の貸付け
上記以外のもの	1 0 0 万円を超えないもの	業務委託、役務

注) ・場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量を 1 件として算出された予定価格の金額で表を適用する。本号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は、厳に禁止する。

- ・本号により随意契約をする場合であっても、2 者以上から見積書を取ること。
- ・契約の相手を通じて複数の者の見積書を取るようなことは、決してあってはならないこと。

2. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による場合（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する事例としては、おおむね次の場合が該当する。

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ④ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されている場合
- ⑤ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをする場合
- ⑥ 市の行為を秘密にする必要がある場合（単に契約締結権者が必要と判断しただけでなく、客観的に秘密にする必要が求められる）
- ⑦ 国、他の地方公共団体又はその他公共的団体と契約を締結する場合
- ⑧ コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している場合

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。したがって、上記に該当する場合でも、その唯一性について十分検討すること。

一般的な事例

【工事請負関係】

- （1）特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ① 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合

- ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
- ② 既設部分と密接不可分の関係にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがある設備・機器等の増設、改修等の工事
- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【測量・建設コンサル関係】【物品買入・業務委託関係】

(1) 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができない場合

- ① 機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者・開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合又は安全責任が果たせない場合
- ② 特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務
- ③ 法律、法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される場合
- ④ 自治体の特定の公益目的達成に必要な場合
 - (ア) 契約相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合
 - (イ) 政策的（理由が明確）委託であり、相手方が市民団体等となる場合

(2) 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に受注させる必要がある場合

- ① 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
- ② 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に受注させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

(3) 市の施策（健康福祉施策、産業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものの契約を必要とする場合

(4) その他

- ① 単価契約によって契約済の場合における物品の購入その他の契約
- ② 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便葉書等の購入契約で、その性質及び金

額に競争の余地がないと認められる場合

- ③ 電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約、電気通信等の役務の提供を受ける契約又は放送の受信契約
- ④ リース期間満了後に、業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う再リース
- ⑤ 保険の契約でその性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合

3. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合（障害者施設等により製作された物品の買入れ、障害者支援施設等、シルバー人材センター等、母子・父子福祉団体等又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設からの役務の提供を受ける契約）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項 に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項 に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項 に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けること

が生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

次に掲げる契約を財務規則で定める手続により行う場合

- (1) 次に掲げる施設等において製作された物品を買入れる契約
 - ① 障害者支援施設、地域活動支援センター、又は障害福祉サービス事業を行う施設
 - ② 小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
 - ③ 上記に準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
 - ④ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）
- (2) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約
 - ① 前項①又は②の施設
 - ② シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター
 - ③ 上記に準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより岸和田市長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約
- (4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事

業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約

注) 本号により物品等を調達する場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、財務規則第 117 条の 2 の規定により、閲覧及び市ホームページに掲載の方法で公表するものとする。

4. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による場合（新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新規事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受ける契約）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

注) 本号により買入れ、借り入れ又は役務の提供を受ける場合は、財務規則第 117 条の 2 の規定により、閲覧及び市ホームページに掲載の方法で公表するものとする。

5. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による場合（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

災害等の客観的理由で、緊急に履行しなければならない場合で、競争入札に付しては時期を失い、又は契約の目的を達成できなくなり、市民生活に支障をきたす、又は経済上甚だしく不利益を被ることが明らかである場合に適用され、応急のものに限る。

緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由では適用することはできない。

一般的な事例

【工事請負関係】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地滑り等の災害に伴う応急工事
- ② 水道・下水道施設、防災施設、排水施設等の設備機器等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 供用施設の損壊又は不具合に係る応急工事
- ④ 災害の未然防止のための応急工事

【測量・建設コンサル関係】【物品買入・業務委託関係】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地滑り等の災害に伴う対応やその未然防止のための応急工事に関連する業務
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とする業務
- ③ 供用施設の損壊又は不具合に係る応急工事に関連する業務
- ④ O A システム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
- ⑤ 天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があるとき
- ⑥ 感染症発生時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料等の買入れ

【契約相手方選定に係る要件】

緊急の随意契約を行う業者には、必要がある場合、以下の要件の具備を求める。

（ア）入札参加資格登録について、次の要件を満たすこと。

岸和田市の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品、業務委託のいずれかの指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者

(イ) 地域要件等について、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 応急工事又は応急業務を行う施設と同一又は隣接箇所において、現に他の業務等を契約中である者
- ② 応急工事又は応急業務を行う施設の所在地が含まれる地域に、営業所等を有する者
- ③ 応急工事又は応急業務を行う施設における応急工事又は業務を過去に実施した者
- ④ 応急工事又は応急業務を行う設備機器等の製造者又はそのサービス部門（代理店等を含む。）
- ⑤ 防災協定を締結している者
- ⑥ その他、早急に実施が可能な者

6. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による場合（競争入札に付することが不利と認められるとき）

競争入札に付することが不利と認められるとき

契約の目的に照らした結果、施工・実施できる者が一定数限定される場合に、競争入札に付することが不利になる場合又は随意契約を適用する方が有利に契約締結できる場合に適用される。

一般的な事例

【工事請負関係】

- (1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築物を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
 - ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【測量・建設コンサル関係】【物品買入・業務委託関係】

- (1) 現に契約履行中の者に履行させるときには、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務
 - ② 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
 - ③ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をするいとまがな

い場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約)

- (2) 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 継続して行うことにより一体の成果物(完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。)の完成を目的とし、業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの
 - ② 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの(期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)
- (3) 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるもの

注) 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定するものとする。

7. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による場合（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に、品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できることが明らかな場合である。しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうかも不確定であることから、本号を適用する場合は市場調査を行う等、慎重に決定しなければならない。

一般的な事例

【工事請負関係】

- （１） 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- （２） 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【測量・建設コンサル関係】【物品買入・業務委託関係】

- （１） 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者と委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるもの
- （２） 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるもの
- （３） 公益的理由により有利な価格で契約することができると認められるもの

8. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による場合（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

- (1) 一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は全者が入札を辞退し、入札者がいない場合
- (2) 再度の入札に付しても落札者がいないときで、これ以上入札を継続しても入札が成立することが期待できない場合

注 1) 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断するものとする。
余裕がある場合は、一般競争入札においては資格要件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては指名替え等を検討し、再度競争入札に付するものとする。

注 2) 本号を適用して随意契約を行う場合は、当初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）を変更することができない。

注 3) 国においては、国土交通省通知により、本号の適用は原則廃止するという運用が行われていることに留意する。

(参考) 平成 17 年 8 月 29 日国地契第 46 号 国土交通省通知
「不落随契の原則廃止等その厳正化について」

9. 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による場合（落札者が契約を締結しないとき）

落札者が契約を締結しないとき

競争入札に付し、落札した者が契約を締結しない場合

一般的な事例

- (1) 落札者が契約を辞退した場合
- (2) 落札者が倒産等の理由により契約締結ができなくなった場合

注) 本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として順次、次順位の者に見積もり依頼をする。ただし、落札金額の範囲内において契約締結しなければならず、かつ、当初競争入札に付するとき定めた条件（履行期限を除く）を変更することができない。

Ⅱ. その他

1. 公表

随意契約の締結に関し、透明性を確保するために次の各号に掲げる内容により市ホームページ等により公表するものとする。

(1) 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に基づく随意契約の公表

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に基づく随意契約に関しては、金額を問わず、財務規則第 117 条の 2 の規定に基づき公表の対象とする。公表の方法は閲覧及び市ホームページに掲載することとし、各項目に加えて、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に基づく随意契約であることを明示する。

(2) 予定価格 2 0 0 万円を超える建設工事請負契約にかかる随意契約の公表

予定価格が 2 0 0 万円を超える建設工事請負契約にかかる随意契約は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）」の定めに従い、発注見通しと契約締結後における概要の公表が義務付けられている。

2. 契約の相手方の制限

(1) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急的な契約、特殊技術を要する契約、現在履行中の工事等に係る契約に関連した契約その他市長が特にやむを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。（岸和田市指名競争入札指名停止要綱第 7 条）

(2) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を随意契約の相手方としてはならない。（岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱第 8 条）

3. 随意契約における積算の妥当性等の検討について

随意契約においては、値引き交渉は行われるものの、競争入札のような価格の競争性が働かないため、積算の妥当性・合理性や取引の実例価格を考慮するなど価格の適正性について十分に検討すること。

4. 市内業者の優先について

随意契約においても、できる限り市内業者への優先発注に努めること。

（岸和田市中小企業振興条例第 4 条第 4 項）

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(読み替え)

- 2 上下水道局にあつては、本ガイドラインで示している自治令第 167 条の 2 第 1 項の各号に替えて地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項の各号に読み替えるものとする。

附則

このガイドラインは平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは令和 7 年 4 月 1 日から施行する。